

姫路市観光交流センター
SHIRO TERRACE
事業者向け説明会

2026年7月30日
運営事業者
株式会社丹青社

コンセプト

つながる、ひろがる
未来を紡ぐ交流拠点



施設概要

(1) 所在地

姫路市二階町50番地、姫路市呉服町49番地
(ローレルコート姫路大手前通り西棟1階)

(2) 床面積・機能

① 区画A:265.98m²

観光案内、地場産品の展示・販売、
インフォメーションシアター

② 区画B: 59.16m²

事務室、多目的便所、授乳室、
車椅子・ベビーカー貸出

(3) 開館予定日

令和8年10月24日(土)

(4) 運営時間等

① 運営時間 9:30 ~ 19:30

② 休館日 12/29、12/30、施設点検日



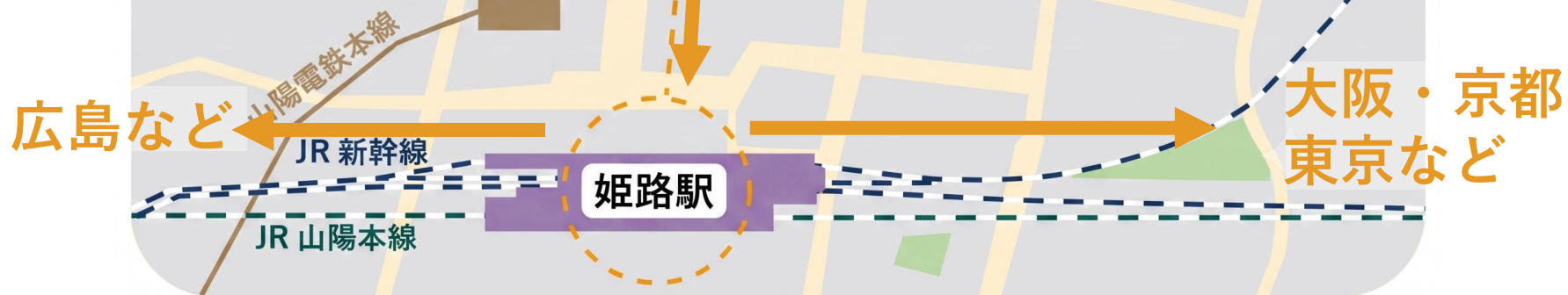
姫路・播磨エリアの観光の課題

- ①滞在時間が短い
- ②姫路城「以外」の観光地や地場産品の認知度が低い
- ③観光消費額が低い

⇒観光客を**回遊**させ、
滞在時間・観光消費額を増やすことが
「観光交流センター」の目的

これまで

多くの観光客は
駅と姫路城の往復で
まちを素通り



これから

姫路駅と姫路城の
ほぼ中間地点に
“SHIRO TERRACE”が
誕生します



姫路市観光交流センター
SHIRO TERRACE

市内
観光地

姫路城

近隣
市町村

来訪者と
ヒト・モノ・コトを
つなぐハブ
(中継拠点)

姫路城前

大手前

SHIRO
TERRACE

商店街

白銀

工場
見学

山陽電鉄本線

JR 新幹線

JR 山陽本線

姫路駅



3 地域経済の活性化・にぎわい創出の仕組み



Step 1

知ってもらう

シアター・A Iで姫路の
魅力を深く認知



Step 2

試してもらう

試飲・試食による体験型の
出会いの提供



Step 3

買ってもらう

厳選された地場産品等を
その場で購入



Step 4

巡ってもらう

情報をスマホに持ち出し
商店街等へ送客



Step 5

交流でつなげる

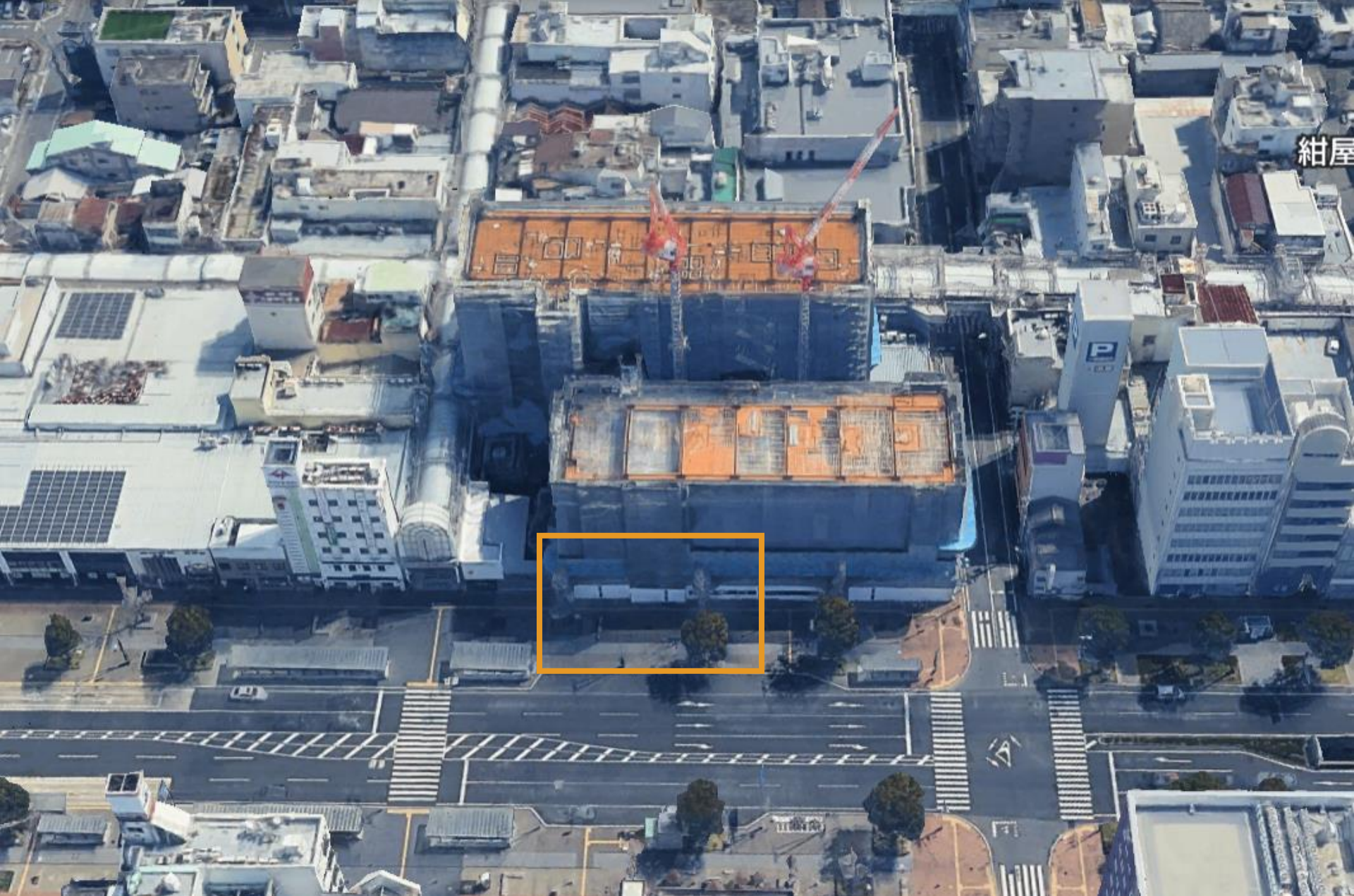
来訪者と地域の交流が
生む賑わいの創出

ー 消費へつなげる 5ステップ・サイクル ー

所在地



姫路市二階町50番地（元ヤマトヤシキ跡地）



大手前通りに面した1階

ローレルコート
姫路大手前通り

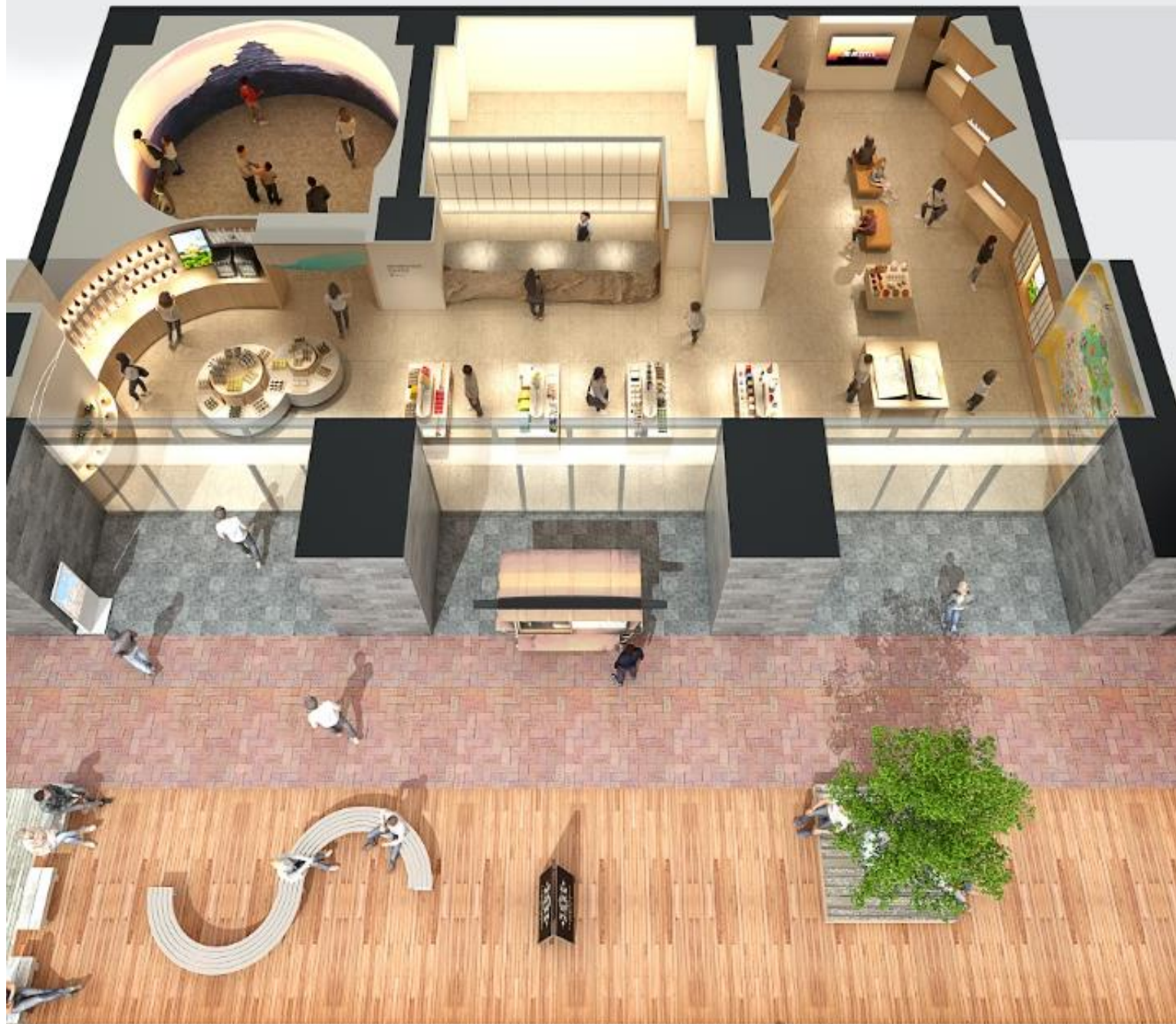
区画A

観光案内
地場産品の展示・販売
シアター

区画B

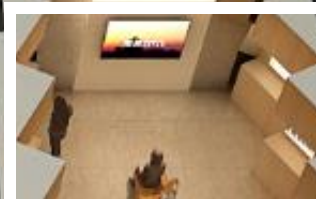
事務室
多目的トイレ、授乳室
車椅子・ベビーカー貸出







Step 1
知ってもらう



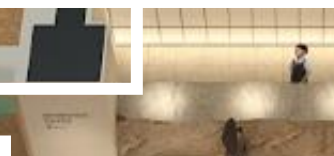
Step 1
知ってもらう



Step 4
巡ってもらう



Step 2
試してもらう



Step 3
買ってもらう



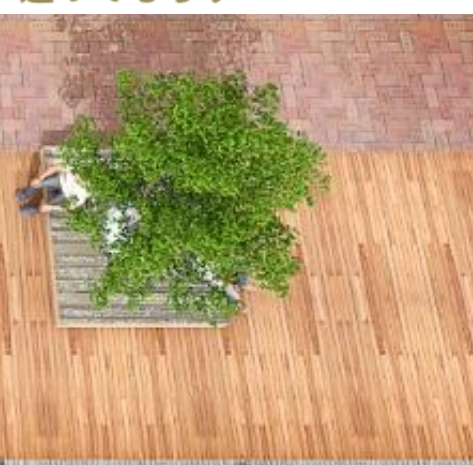
Step 3
買ってもらう



Step 4
巡ってもらう



Step 5
交流でつなげる





インフォメーション
シアター

Step 1
知ってもらう

セレクト
ギャラリー

Step 1
知ってもらう

Step 4
巡ってもらう

AIコンシェルジュ

巨大鳥瞰絵巻

ディスカバリービュー

巨大鳥瞰絵巻

AIコンシェルジュ



ディスカバリービュー



Step 1

知ってもらう



Step 4

巡ってもらう

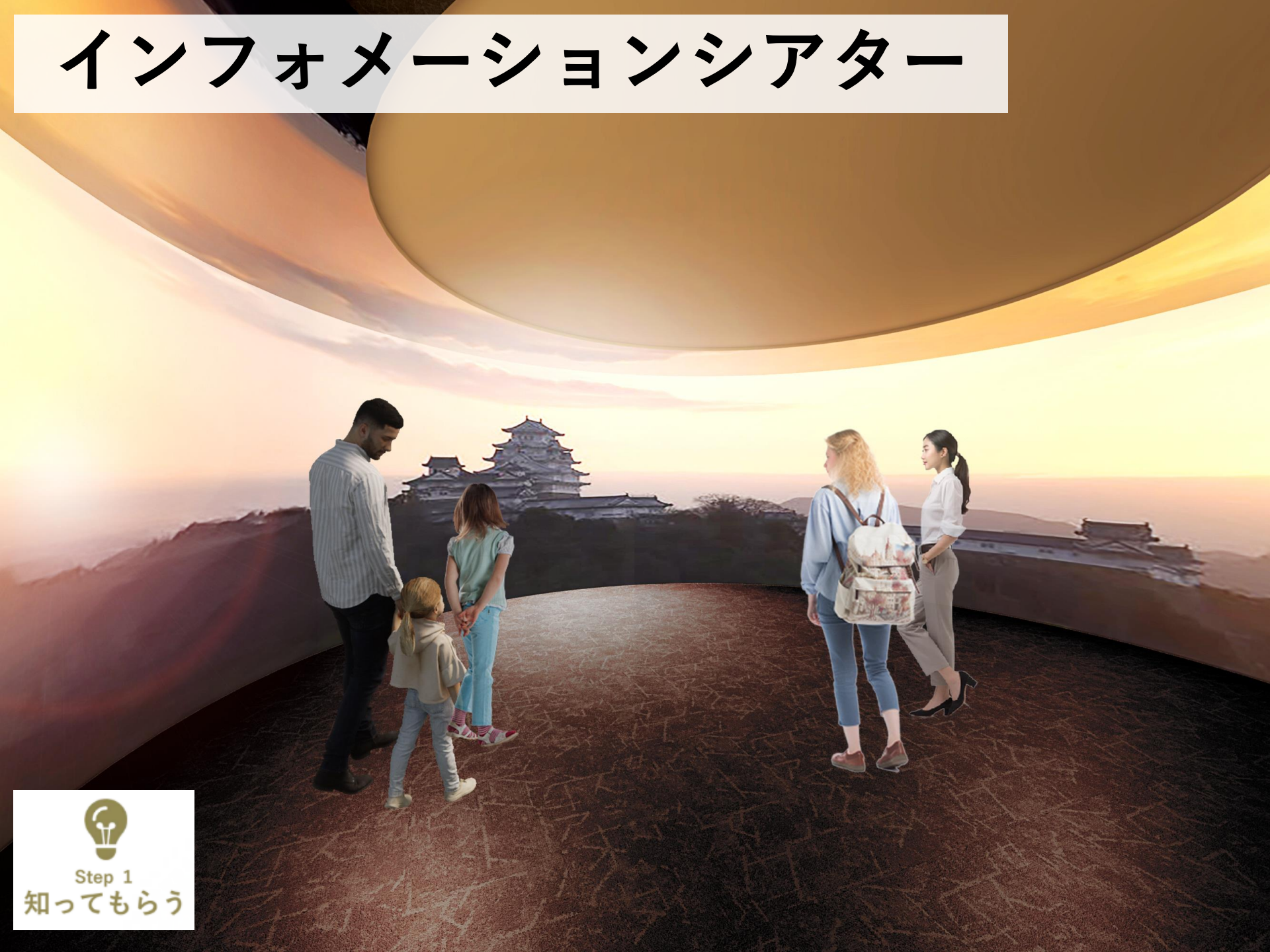
HIMEJIセレクトギャラリー



Step 1

知ってもらおう

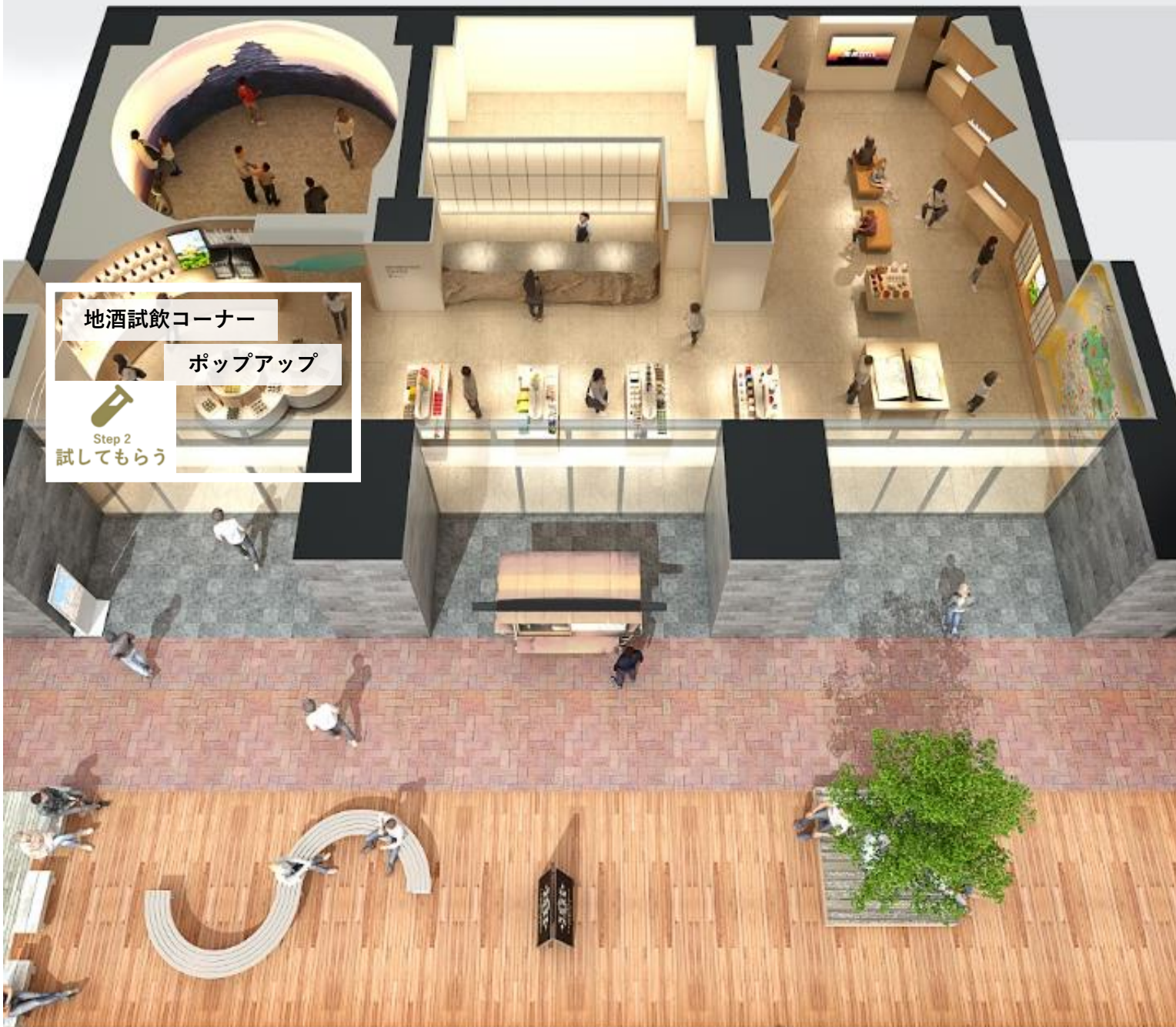
インフォメーションシアター



Step 1

知ってもらう





地酒試飲コーナー

ポップアップ



Step 2
試してもらう

地酒試飲コーナー



ポップアップ



Step 2

試してもらう



Step 3

買ってもらう

展示・販売エリア

展示・販売エリア





ほこみち



Step 3

買ってもらう



Step 4

巡ってもらう



Step 5

交流でつなげる

ほこみち

(歩行者利便増進道路)



Step 3

買ってもらおう



Step 4

巡ってもらおう



Step 5

交流でつなげる



“ほこみち”を活用した イベントを月1回程度 開催します

例

- ・ マルシェ
- ・ まちあるきイベント
- ・ 流しそうめん



インフォメーション
シアター

セレクト
ギャラリー

地酒試飲コーナー

ポップアップ

展示・販売エリア

AIコンシェルジュ

巨大鳥瞰絵巻

ディスカバリービュー

ほこみち

姫路城が目的の観光客



SHIRO TERRACEに立ち寄る

〈イベント・映像・AIコンシェルジュ・商品販売など〉



姫路・播磨の魅力を知る



「次は姫路城以外にも行ってみよう」
「今から近くの店に寄っていこう」

滞在時間・観光消費額増

姫路市観光交流センター開館準備及び管理運営業務

運営方法

業務委託

株式会社丹青社は下記の業務を姫路市から受託し、本施設の運営を行います

①開館準備業務 [2026.4～9]		②管理運営業務 [2026.10～2031.3]
業務執行体制の確保及び事前研修	業務執行体制の構築	広報
開館後業務に必要なとなる物品の調達	観光案内、観光情報等の発信	施設管理
事前広報	インフォメーションシアターの運営	ユニバーサルツーリズムの推進
その他の準備業務	ほこみちの活用	業務実施状況等の報告

受託期間

令和 8 年（2026年） 4 月～令和 1 3 年（2031年） 3 月 【5 年間】

委託条件

- 地場産品等の展示・販売は業務委託から除外し、上記の委託業務を受託する条件として、丹青社が全額費用を負担する形（**完全独立採算**）で行います。
- 物販による収益で、商品の仕入れ代金や商品開発費、販売スタッフの人件費のほか、展示・販売エリアの家賃・光熱費などを支払います。
- 丹青社は物販収益の変動リスクを負い、事業運営の責任を負います。
- 取扱商品の選定にあたっては丹青社が基準を定め、取扱の可否を判断いたします（後述）。

丹青社について

空間づくりのプロセス

調査・企画 → デザイン・設計 → 制作・施工 → 運営・メンテナンス



「こころを動かす空間づくりのプロフェッショナル」として
空間づくりの全てのプロセスを、一貫してサポートしています



商号	株式会社丹青社（英文名:TANSEISHA Co., Ltd.）
本社所在地	東京都港区港南1丁目2番70号 品川シーズンテラス19F TEL: 03-6455-8100(代表) FAX: 03-6455-8220(代表)
創業	1946年10月
設立／創立	1949年10月14日 / 1959年12月25日(現組織に改組)
資本金	40億2,675万657円(2025年1月31日現在)
事業内容	総合ディスプレイ業〔商業空間・ホスピタリティ空間・パブリック空間・イベント空間・ビジネス空間・文化空間の調査・企画、デザイン・設計、制作・施工、 運営 〕 「こころを動かす空間づくりのプロフェッショナル」として、店舗などの商業空間、博物館などの文化空間、展示会などのイベント空間等、人が行き交うさまざまな社会交流空間づくりの課題解決をおこなっています。調査・企画から、デザイン・設計、制作・施工、デジタル技術を活かした空間演出や運営まで、空間づくりのプロセスを一貫してサポートしています。

丹青社の運営事業

賑わいをつくり、施設の目的を達成するための事業をトータルでプロデュースします

施設運営

施設の管理・運営
広報・集客・誘致
イベント・展覧会
地域連携企画

事業 プロデュース

事業スキーム検討
事業企画・推進支援
事業・運営計画
官民連携事業の開発

物販・飲食

物販店の運営
飲食店の運営

SHIRO TERRACEでの 事業者のみなさまとの連携について

①商品の仕入・委託販売

展示・販売エリアにおいて

丹青社が既存の地場産品を仕入もしくは委託で販売します

②イベント・ポップアップでの連携

ほこみちイベントやポップアップに出店・出品していただける
事業者の方を募集します

売場面積：
約100m²

地酒試飲コーナー

展示・販売エリア

ポップアップ



商品取扱方針

取扱商品カテゴリー

● 食品

播磨エリアの原材料を活用した特産品や市場ニーズを捉えた新規開発商品など

海産物（水産加工品等）、農産物加工品、銘菓・スイーツ、飲料、調味料など

● 非食品

播磨エリアの伝統技術を継承した品や伝統を土台に自由な発想を掛け合わせた現代的な品、その他播磨エリアをイメージさせる品など

工芸品、日常雑貨品、衣料品、アート作品など

商品取扱方針

取扱商品の条件

① 播磨エリアの産品であること

姫路市を含む播磨圏域連携中枢都市圏の8市8町

姫路市・加古川市・高砂市・相生市・赤穂市・たつの市・宍粟市・加西市
稲美町・播磨町・市川町・福崎町・神河町・太子町・上郡町・佐用町

次のA～Gのうち1つ以上を満たす品であること

A	播磨エリアで生産、製造されている商品
B	播磨エリアに本社・本店が所在する事業者が生産、製造している商品
C	播磨エリア産の素材を使用している商品
D	播磨エリアの伝統技術を使用している商品
E	播磨エリアの出身者がデザイン、企画、制作などに関わっている商品
F	播磨エリアをイメージさせる品・人物・風景などのモチーフを使用している商品
G	上記以外で、播磨エリアのイメージアップ及び知名度向上等に資すると認められる商品

商品取扱方針

取扱商品の条件

② 次の項目すべてに該当すること

A	食品衛生法、JAS法(農林物資の規格化に関する法律)、食品表示法、農薬取締法、健康増進法、薬事法、景品表示法、計量法等その他関係法令等に定める規定に違反していないこと。
B	商品として品質・衛生管理が適正に行われていること。(確認のために生産情報の記録の提出や、製造過程の衛生管理マニュアル等について提出ができること。)
C	PL法(製造物責任法)に基づき、製品によって事故が発生し、その事故の発生が製品の欠陥が原因である場合、被害者の救済ができること。
D	特許、新実用新案等の係争中でない商品、あるいは係争の恐れがない商品であること。
E	JANコードを取得していること。(現在取得していない場合は運営事業者との商談成立後に取得申請すること。)

商品取扱方針

応募者の条件

次の項目すべてに該当すること

- ① シロテラスにおいて、播磨エリア製品の販路拡大やP Rによる観光客の増加など、地域資源のブランド価値向上を図る意向があること。
- ② 反社会的勢力との資本関係がないこと及び同勢力との取引関係がないこと。
※反社会的勢力との関係がないことを誓約する書面を別途ご提出いただきます
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ④ 事業所又はその役員等が、訴訟その他法令遵守上の問題を抱えていないこと。

商品取扱方針

商品選考基準

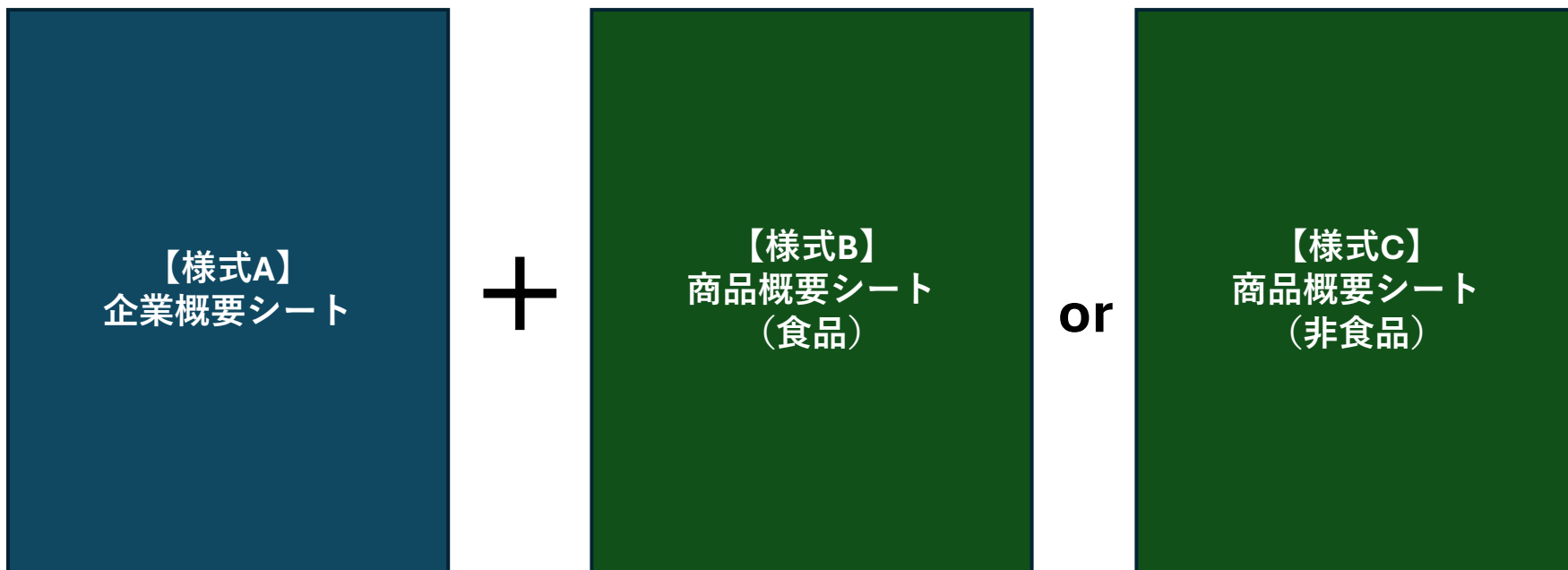
次の各項目について総合的に判断し、選考を実施

- ① 播磨エリア内で評価され、生活に根付いている、使用されているもの。
- ② 品質面での各種基準を満たすもの。
- ③ 安定供給が可能な生産体制が整っているもの。
- ④ 商品パッケージデザインに上質感があり、播磨エリアの伝統・文化を感じさせるもの。
- ⑤ 外国人観光客に対し、播磨エリアの伝統や文化への理解を深めるきっかけとなるもの。
- ⑥ その他、播磨エリアの伝統や文化を伝えるために必要なアイテムと判断されるもの。

商品取扱方針

取引条件

概要シートに基づき、応募者と運営事業者との双方の合意により決定。



※シロテラスの設置目的や売り場面積の関係上、すべての応募者の商品を取り扱うことはできかねますので、あらかじめご了承ください。

※「【様式A】 企業概要シート」はすべての事業者様からのご提出が必須となります。
「【様式B】 商品概要シート（食品）」または「【様式C】 商品概要シート（非食品）」につきましては、該当する方のみをご提出ください。

商品取扱方針

取引条件

【様式A】 企業概要シート 記入におけるポイント

【様式A】企業概要シート			
※は必須項目です。必ずご記入ください。			
●基本情報			
① 応募企業名	(フリガナ)		
② 年間売上高		③ 従業員数	
④ 創業年月日		⑤ ホームページURL ※ない場合は「なし」に記入	
⑥ 会社所在地	〒	(住所)	
⑦ 工場所在地	〒	(住所)	
⑧ 代表者氏名	(フリガナ)		⑨ 過去応募の有無 ※有・無どちらかを記入
⑩ 電話番号		⑪ FAX番号	
⑫ 担当者部署・役職 (部署・役職)		⑬ 担当者氏名	(フリガナ)
⑭ 担当者携帯電話		⑮ 担当者メールアドレス	
⑯ 企業の特徴・PR等			
⑰ PFI保険の加入有無 ※有・無どちらかを記入			
●支払情報			
⑱ 金融機関名		⑲ 金融機関コード	
⑳ 支店名		㉑ 支店コード	
㉒ 預金種目		㉓ 口座番号	
㉔ 口座名義(フリガナ)		㉕ 支払条件 ※原則 当月末締め・翌月末支払。 ※前払・後払・振替・現金・その他を記入	当月末締め・翌月末支払
●応募者条件確認			
次の各項目すべてに該当することが応募条件となります。チェックのうえ、ご応募をお願いします。			
・ シロテラスにおいて、播磨エリア製品の販路拡大やPRによる観光客の増加など、地域資源のブランド価値向上を図る意向があること。			☐
・ 反社会的勢力との資本関係がないこと及び同勢力との取引関係がないこと。 ※取引成立後は、反社会的勢力との関係がないことを誓約する書面をご提出いただきます。また、当該情報については、必要に応じて姫路市と共有します。			☐
・ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。			☐
・ 事業所又はその役員等が、訴訟その他法令遵守上の問題を抱えていないこと。			☐
●インボイス制度確認			
㉖ 課税事業者/免税事業者 ※該当する方を記入		㉗ 通称請求書発行 事業者登録番号	T

⑨過去応募の有無：
今回は初募集となりますので、
「無」にて記入してください。

㉕支払条件 原則、当月末締め・翌月末支払ですが
他条件をご希望の場合は条件を記入してください。

●応募者条件確認：
すべてに該当することが応募条件となります
ので、漏れなくすべてチェックしてください。

商品取扱方針

取引条件

【様式A】 企業概要シート 記入におけるポイント

株式会社丹青社 御中

年 月 日

所在地（又は住所）
商 号（又は氏名）
代表者名

反社会的勢力の排除に関する誓約書

（以下「乙」という）は、貴社（以下「甲」という）との取引に当たって、以下の趣旨を誓約する。

1. 乙は、乙、乙の役員等又は委託先等が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者。（以下、これらを総称して「暴力団等」という。）

(2)暴力団等が経営を支配している又は経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3)自ら若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えるなど、暴力団等を利用していると認められるとき。

(4)暴力団等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。

(5)その他役員等又は経営に実質的に関わる者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2. 乙は、乙、乙の役員等又は委託先等が次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

(1)自ら若しくは第三者を利用した本契約に関する脅迫的言辞、詐欺的言辞若しくは暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当要求行為。

(2)自ら若しくは第三者を利用した甲の名誉や信用等の毀損又は毀損するおそれのある行為。

(3)自ら若しくは第三者を利用した甲の業務の妨害又は妨害のおそれのある行為。

(4)その他前各号に準ずる行為。

3. 乙、乙の役員等又は委託先等が、第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、甲は乙に対して何らの催告を要しないで、損害等の賠償等を行うことなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4. 甲が、前項の解除を行った場合において甲に損害が発生した場合には、乙はその損害を賠償する責を負う。

以 上

記入日付をお願いします（例：2026年 8月 5日）

応募される企業者様名を記入してください

商品取扱方針

取引条件

【様式B・C】商品概要シート（食品・非食品）記入におけるポイント

【様式B】商品概要シート(食品)				
出品商品1アイテム毎に1シート作成の上、【様式A】企業概要シートと共に提出してください。 ※は必須項目です。必ずご記入ください。				
●基本情報				
① *応募企業名	(フリガナ)			
② *商品名	(フリガナ)			
※商品の内容量・味にバリエーションがある場合は、代表商品を1つ選び記入				
③ 主原料産地			④ 内容量	
⑤ 味・内容量バリエーション	※エンブレ・予定のバリエーション全てについて記入			
⑥ *JANコード	※エンブレ・予定のバリエーション全てについて記入			
⑦ *希望小売価格(税抜)	※エンブレ・予定のバリエーション全てについて記入			
*シロテラスでの売価変更のご相談 可能 ・ 不可能				
⑧ *参考卸価格(税抜) (送料・発送元負担)	※エンブレ・予定のバリエーション全てについて記入			
*卸価格の相談 可能 ・ 不可能				
⑨ *パッケージサイズ・重量	横(mm)	奥行(mm)	縦(mm)	重量(g)
※エンブレ・予定のバリエーション全てについて記入				
⑩ *カートンサイズ・重量	横(mm)	奥行(mm)	縦(mm)	重量(kg)
※エンブレ・予定のバリエーション全てについて記入				
⑪ *1カートンあたり入り数			⑫ *配送方法	
⑬ *発注～納品までの期間	約 日	⑭ *最低納品単位 (送料・発送元負担)	個 / ケ入 ケース	
⑮ *販売可能期間	通年 ・ 季節限定(〇月～〇月)		⑯ *過去応募の有無	
			※有・無どちらかを記入	
⑰ *温度帯	*納品時	常温・冷蔵・冷凍	*販売時	常温・冷蔵・冷凍
⑱ *賞味期限	製造後 日	⑲ 月間生産量	約 個	
⑳ 取扱注意事項等				

●商品PR		
① 想定顧客層		
② 利用シーン・利用方法		
③ PRポイント		
●商品写真		
④ *パッケージ	⑤ *商品	⑥ アレルギーマーク表示 (特定原材料)
⑦ *一括表示	⑧ *栄養成分表示	⑨ その他
●取扱商品の条件確認①		
播磨エリアの商品として、次のA～Gのうち1つ以上を満たす品であることが応募条件となります。 該当する項目のみにチェックのうえ、ご応募をお願いします。 ※播磨エリア：姫路市を含む播磨県全県及び神戸市灘区・北灘区・西灘区・南灘区・東灘区・芦屋市・加古川市・高砂市・相生市・赤松市・たつの市・赤穂市・加西市・姫美町・播磨町・市川町・播磨町・神河町・太子町・上郡町・佐用町		
A 播磨エリアで生産、製造されている商品	☐	
B 播磨エリアに本社・本店が所在する事業者が生産、製造している商品	☐	
C 播磨エリア産の素材を使用している商品	☐	
D 播磨エリアの伝統技術を使用している商品	☐	
E 播磨エリアの出身者がデザイン、企画、制作などに関わっている商品	☐	
F 播磨エリアをイメージさせる品・人物・風景などのモチーフを使用している商品	☐	
G 上記以外で、播磨エリアのイメージアップ及び知名度向上等に資すると認められる商品	☐	
●取扱商品の条件確認②		
次の各項目すべてに該当することが応募条件となります。すべてチェックのうえ、ご応募をお願いします。		
A 食品衛生法、JAS法(農林物資の規格化等に関する法律)、食品表示法、農業取締法、健康増進法、薬事法、農産物表示法、計量法等その他関係法令等に定める規定に違反していないこと。	☐	
B 商品として品質・衛生管理が適正に行われていること。 (確認のために生産情報の記録の提出や、製造過程の衛生管理マニュアル等について提出ができること。)	☐	
C PL法(製造物責任法)に基づき、製品によって事故が発生し、その事故の発生が製品の欠陥が原因である場合、被害者の救済ができること。	☐	
D 特許、新案用新案等の係争中でない商品、あるいは係争の恐れがない商品であること。	☐	
E JANコードを取得していること。(現在取得していない場合は運営事業者との商談成立後に取得申請すること。)	☐	

●商品PR：任意ではありますが、記入していただくにより商品の取扱イメージが湧きやすくなりますので是非記入のご協力をお願いします。

●取扱商品の条件確認①：A～Gのうち1つ以上を満たす品である必要があります。該当する項目のみ(複数可)にチェックしてください。

●取扱商品の条件確認②：すべてに該当することが応募条件となりますので、漏れなくすべてチェックしてください。

⑯過去応募の有無：今回は初募集となりますので、「無」にて記入してください。

商品取扱方針

商品選考スケジュール

7月30日（木）※本日

説明会実施



概要シート作成期間

8月31日（月）17:00

企業概要シート・商品概要シート ご提出期限
※オープン時に取り扱いを希望する場合

9月中～下旬

商品選考期間



発注商品・条件確定

事業者様と個別に商談の機会を設けさせていただく場合がございます

10月中旬～

納品開始目安

※商品により変動（開館後の採用可能性あり）

10月24日（土）

施設開館

開館以降も継続的な商品募集・採用の実施を想定しています

② イベント・ポップアップでの連携

【ポップアップ】

- ・概ね1ヶ月ごとにテーマを入れ替え
 - ▶旬の特産品
 - ▶地域の特集
 - ▶地場産品の紹介
 - ▶新商品の紹介 など
 - ・ほこみちイベントと連動させることも想定（イベント＋物販）
 - ・ポップアップで販売する商品は原則として委託販売を予定
- ★ポップアップでの商品販売を希望される際も「概要シート」をご提出ください



②イベント・ポップアップでの連携

【ほこみち】

- ・概ね月1回イベントを開催
 - ▶ マルシェ
 - ▶ 日本酒利き酒・ビアガーデン
 - ▶ まちあるき・周遊イベント
 - ▶ 新商品の紹介 など
 - ・ポップアップと連動させることも想定（イベント＋物販）
 - ・ほこみちの制度上、イベントはすべて**SHIRO TERRACE**（丹青社）が主催し、内容に応じて出展者を募集します
 - ▶ 詳細は**WEB**サイトに掲載予定
- ★企画の持ち込みなどはお問合せ
アドレスまでご連絡ください



概要シートのご提出、物販・イベントに関するお問い合わせ

姫路市観光交流センターSHIRO TERRACE準備室
運営事業者 株式会社丹青社

✉ contact@shiro-terrace.jp

姫路市観光交流センター 事業全体に関するお問い合わせ

姫路市 観光経済局 観光コンベンション室

✉ kanko@city.himeji.lg.jp

☎ 079-221-1500

姫路市観光交流センター SHIRO TERRACE

公式ホームページ



Instagram



X (旧Twitter)

